

ParkCity
MIZONOKUCHI

パークシティ溝の口

入居のしおり

2020年発行版





入居のしおり——目次

(2020年1月現在)

1	管理組合と自治会について	4
	(1) 管理組合の概要	4
	(2) 管理組合の主な仕事	4
	(3) 自治会の概要	5
	(4) 自治会役員の主な仕事	5
2	管理防災センターについて	5
	(1) 業務内容、電話番号、夜間連絡先など	5
	(2) マンション内の施設や機器類に損傷を与えた場合	6
	(3) 生活上の要望・提案・苦情に対する投書規定	6
	(4) オートロックおよびゴミ置き場の鍵を紛失した場合	6
	(5) マンション内の掲示物について	6
	(6) 管理防災センター発行書類	6
3	転居していく場合	6
4	転居してくる場合	6
	(1) 引っ越しの際の集合玄関オートロックについて	6
	(2) 集合郵便受箱(ポスト) ネームプレート統一のガイドラインについて	7
	(3) 管理防災センターへの手続き	7
5	リフォームする場合	7
	(1) リフォーム工事について	7
	(2) 事前申請が必要な工事について	7
	(3) 近隣住戸の確認印が必要な工事について	7
	(4) 工事実施日の2週間前までに届出書を管理防災センターへ提出	7
6	日常生活	8
	(1) ごみ処理	8
	(2) 使用規則全般	9
	(3) バルコニー(ベランダ)や廊下の使用	9
	(4) ペットを飼育する場合	9
	(5) パークシティ敷地内に駐車する場合の手順	10
	(6) 駐車場の使用	10
	(7) 自転車置き場の使用	11
	(8) バイク置き場の使用	11
	(9) 公開空地について	11
	(10) 民生委員・児童委員への連絡方法	12
	(11) 生活排水	12
	(12) コピーキーについて	12
7	非常時	12
	(1) 非常時の避難	13
	(2) 防災対策	13
8	集会室の使用について	13
9	その他	14
	(1) ホームページについて	14
	(2) 規約・主な細則の一覧	14

1

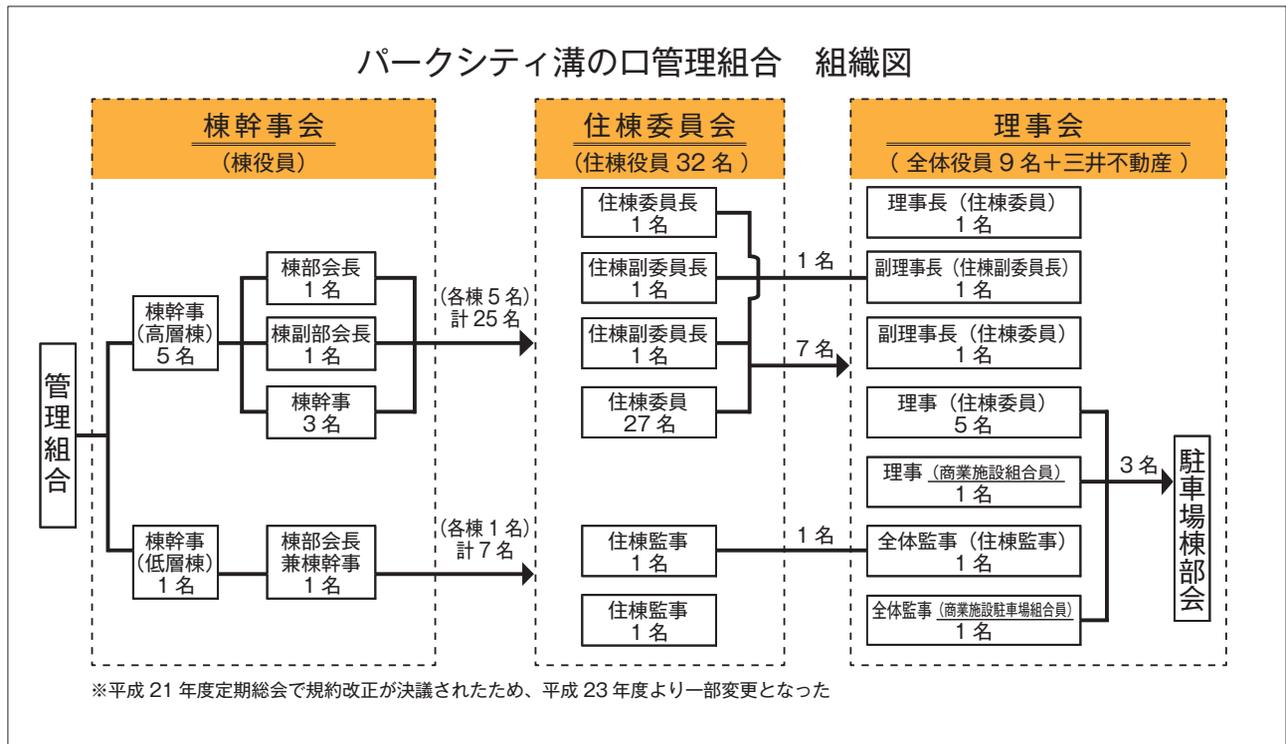
管理組合と自治会について

⇒パークシティ溝の口管理規約、パークシティ溝の口自治会規約

- パークシティ溝の口には、「管理組合」と「自治会」があります
- 管理組合は、パークシティ溝の口の所有者全員が加入する団体で、賃貸居住者は対象外です
- 自治会は賃貸・所有の区分に関係なく、パークシティ溝の口の居住者全員加入が原則です

(1) 管理組合の概要

- 管理組合役員は任期1年（一部継続あり）。毎年6月改選で、立候補および抽選にて選出します
- 棟幹事は高層棟各5名、低層棟各1名。棟幹事に選出された方は、全員住棟委員となります



(2) 管理組合の主な仕事

- 定期全体総会、定期住棟総会、定期棟部会を、年1回開催
- 理事会・住棟委員会の合同会議を、おおむね月1回開催
- 理事会の下に分科会が設置され、必要に応じて開催

【分科会の活動】

防災防犯分科会	自治会・管理防災センターと協力して防犯防災活動
修繕分科会	建物・施設の維持管理・修繕
環境分科会	植栽・駐輪場・ごみ置き場・ペット等の住環境関連
財政分科会	予算管理・各種契約関連
規約総務分科会	各種規約・規則の制改定・廃止、月例会合同会議の議事録作成取りまとめ
広報分科会	「パークシティ便り」の発行、ホームページの運用、管理組合の広報活動
庶務対応分科会	管理防災センターやHPを通じて住民から寄せられる要望・意見等に対する情報集約、初動対応、執行部及び各分科会との連携、合同会議への報告、上程

(3) 自治会の概要

⇒パークシティ溝の口自治会規約

- 1987年に発足
- 高津区全町内会連合会（107団体）の下「高津地区連合町内会」（54団体）に、当自治会が所属
- 自治会役員は任期一年。毎年4月改選で、立候補および抽選にて選出します

(4) 自治会役員の主な仕事

- 月1回の通常理事会、年1回の通常総会を開催
- 県・市など行政関係の広報誌、自治会ニュースなどを各戸のポストへ配布
- 行政関係、催し物・コミュニティ関連などのお知らせを、各棟の掲示板へ掲示
- 防災訓練の計画・実施（管理組合と合同）、防犯パトロールの実施（1カ月6回）
- ごみの減量、多摩川美化活動、市内統一美化活動の実施
- 高齢者の支援、民生委員の選出と支援
- 自治会所属団体（隣・愛クラブ、母親クラブ、おはなしの森、園芸の会）の活動支援
- 下記のイベントなどの企画・運営・対応

【パークシティ溝の口・内外の主な行事】

04月	自治会通常総会
06月	多摩川美化活動に参加
07月	高津区民祭に参加、パークシティ夏休みラジオ体操
10月	パークシティ秋祭り、パークシティ防災訓練（9月または10月に開催）、高津地区親子運動会に参加、久本神社神輿渡しの接待
11月	高津地区防災訓練に参加
年末年始	クリスマスツリー、お正月飾り

2 管理防災センターについて

(1) 業務内容、電話番号、夜間連絡先など

業務内容	外来者の応接・居住者との応接、共用部分に係る鍵の保管及び貸出し、入退去者の届出書類の受理、共用部分・建物・設備の管理
受付時間	月曜日～日曜日まで 午前9時～午後5時
	年末年始（12月30日～1月3日）は休務日
	敷地内への車の入出庫については、午前8時～午後7時まで
電話番号	044-382-0056（ファックス 044-382-0057）
メールアドレス	parkcity-mizonokuchi@l-community.co.jp

(2) マンション内の施設や機器類に損傷を与えた場合

■マンション内の共用部施設や機器類に損傷を与えたとき、または発見した時は、管理防災センターへ届出してください

(3) 生活上の要望・提案・苦情に対する投書規定

⇒パークシティ溝の口投書等取扱規定

■生活上の要望・提案・苦情がある場合は、投書規定に従い、投書用紙（フリーフォーマット）に記入し、各棟の管理組合ポストか管理防災センターへ提出してください。住棟委員会または棟幹事会で審議します

(4) オートロックおよびゴミ置き場の鍵を紛失した場合

■オートロックおよびゴミ置き場の鍵を紛失したときは、管理防災センターへお申し出ください

- ・オートロックキーの紛失：鍵業者をご紹介します（管理防災センターには合鍵なし）
- ・ゴミ置場キーの紛失：管理防災センターにて販売（1000円/本）

(5) マンション内の掲示物について

⇒パークシティ溝の口掲示物許可基準

■各棟の掲示板を利用する場合は、管理防災センターへお申し込みください。掲示板以外の場所への掲示はできません

■掲示物は原則として、公共性のあるものに限ります。掲示物許可基準を参照してください。判断に窮する場合、住棟委員会で審議します。管理組合ホームページへの掲示も同様です

(6) 管理防災センター発行書類

車庫証明（保管場所使用承諾証明書）	無料
自転車ステッカー	500円/年
オートバイステッカー	5000円/年
P.F.C 会員証（パークシティ溝の口ペットファミリークラブ）	1000円/年
居住者証 （イトーヨーカドー屋上にある、居住者優先テニスコート利用の為の証明）	無料

3 転居していく場合

■「引越の届出および誓約書」を管理防災センターに提出してください（引越の日時によっては、引越日とエレベーターの点検日が同じ日になるなど、作業に支障の出る場合があります。転居届を事前に管理防災センターへ提出することによって、そのような事態を防げます）

■管理規約集、安否確認用マグネット（2種類）、住戸の鍵、オートロックの鍵、ゴミ置場の鍵、メールボックスの暗証番号 および本「入居のしおり」は次の所有者及び占有者に必ず引き継いでください

4 転居してくる場合

(1) 引越の際の集合玄関オートロックについて

■引越しの荷物を搬入する時は、管理防災センターに「引越の届出および誓約書」を提出してください（引越

越しの日時によっては、引っ越し日とエレベーターの点検日が同じ日になるなど、作業に支障の出る場合があります。事前に管理防災センターへ連絡することによって、そのような事態を防げます)

- 集合玄関は、物をドアに挟むなどして開放したままにせず、事前に管理防災センターへオートロック継続開放の操作を依頼し、搬入が終了したら、速やかに管理防災センターへ開放解除を依頼してください
- オートロックの継続解放の依頼は、原則、午前9時から午後5時までです。引越し荷物の搬入は、この時間内で必ず終了してください。搬入時間の延長は、管理防災センターの許可がない限り認められません。

(2) 集合郵便受箱（ポスト）ネームプレート統一のガイドラインについて

⇒集合郵便受箱（ポスト）ネームプレート統一のガイドライン

- ポスト（集合郵便受箱）のネームプレートは、ガイドラインに従って表示ください。ポストに表示をしない、またはガイドラインと異なるネームプレートの表示は避けてください
- ネームプレートの作成は、管理防災センターで保管している申込用紙に記入して依頼してください。表記を変更する場合も同様です

(3) 管理防災センターへの手続き

- 転居してくる場合に、管理防災センターへ提出いただく書類は次のとおりです
区分所有者：権利移転届、預金口座振替依頼書、組合員名簿、災害対策名簿
賃借人：使用者変更届、入居者名簿、災害対策名簿

5 リフォームする場合

⇒パークシティ溝の口リフォーム工事細則

(1) リフォーム工事について

- リフォームする場合は、リフォーム工事細則に従ってください。工事は原則、日曜日、祝日はできないことや、工事時間帯は、原則午前9時から午後5時までなど、注意事項があります

(2) 事前申請が必要な工事について

⇒窓ガラス改良工事に関する細則、パークシティ溝の口窓ガラスの改良工事に関するガイドライン（改良工事細則に別紙添付）

- 窓ガラスの改良工事は、事前申請が必要です。リフォーム工事細則とともに、窓ガラス改良工事に関する細則、パークシティ溝の口窓ガラスの改良工事に関するガイドラインに従ってください

(3) 近隣住戸の確認印が必要な工事について

- 床材変更（フローリングなど）のように、施工後も近隣に影響を及ぼす恐れのある場合、近隣8軒に説明し、確認印を得なければ工事を行えません

【近隣住戸への確認印が必要な工事】

- ・カーペットを他の床材（フローリングなど）に変更する工事

(4) 工事実施日の2週間前までに届出書を管理防災センターへ提出

- 管理防災センターへ届出が必要な工事は、工事実施日の2週間前までに、施工主が管理防災センターへ、専有部分のリフォーム工事に関する届出及び誓約書、工事施工者誓約書を提出してください

■例えば、壁や天井のクロスや床シート（水廻り箇所、土間等）の貼替工事、水廻り設備の取替え、水廻り設備の位置変更、間取り変更工事等です

【管理防災センターへの届け出が必要な工事】

- ・ 施工業者が行う工事
- ・ 工事騒音が発生する工事
- ・ 共用部分に影響を与える恐れのある工事
- ・ 工事期間中及び工事終了後に他の居住者に迷惑を及ぼす恐れのある工事
- ・ 緊急を要する補修工事

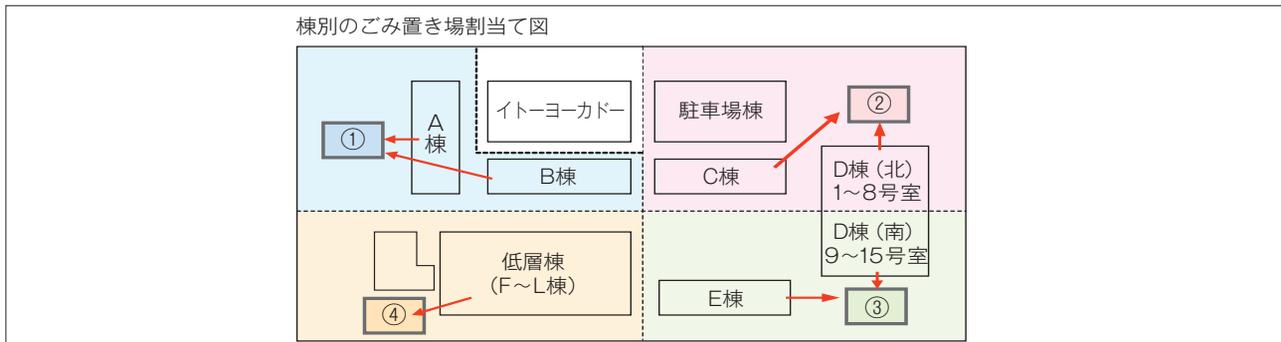
■以下に記載する軽微な工事は届出書を必要としませんが、軽微な工事であっても一時的に騒音の出る工事は、あらかじめ管理防災センターに電話等で連絡し、確認してください

【管理防災センターへの届け出が不要な工事】

- ・ エアコンの新設・取り替え
- ・ 畳の交換や表替え
- ・ ふすまの貼り替え
- ・ 軽微な設備取り替え工事

6 日常生活

(1) ごみ処理



自治会の資源集団回収（リサイクルハウス）

新聞・ちらし・雑誌・段ボール・古布
毎日

川崎市で収集するもの（祝祭日も収集・年末年始を除く） ※収集間近に出してください

普通ごみ・資源物・小物金属・粗大ごみ					
月	火	水	木	金	土
【第1・3のみ】	普通ごみ 電球 蛍光灯 割れ物	プラスチック製 容器包装	空き缶 ペットボトル 空きびん 乾電池	普通ごみ 電球 蛍光灯 割れ物	ミックスペーパー
	小物金属 粗大ごみ 申し込み制 有料				

⇒ごみ置き場運用細則、パークシティ溝の口資源物とごみ出しルール

■出す場所と、出す日、出すもの

* ごみ資源物とごみに関するお問い合わせ・ご相談：管理組合、自治会、管理防災センター（TEL 044-382-0056）、川崎市宮前生活環境事業所（TEL 044-866-9131）

(2) 使用規則全般

⇒パークシティ溝の口使用規則

【禁止事項】

- ・ 楽器等を夜間長時間演奏すること
- ・ テレビ、ラジオ、ステレオ、各種楽器等の音量を著しくあげること
- ・ 騒音、振動、または電波等により他の居住者に迷惑をかけること
- ・ 体育用具等重量物を室内で投擲、落下させること
- ・ 警笛、空ぶかし、その他、他人に迷惑を及ぼす騒音を発すること
- ・ 騒音等で居住者に迷惑をかける早朝・夜間の物品搬入を行うこと

(3) バルコニー（ベランダ）や廊下の使用

⇒パークシティ溝の口管理規約、パークシティ溝の口使用規則、バルコニー及び共用廊下の使用に関するガイドライン

■バルコニー（ベランダ）や廊下は共用部分のため、使用の際は、各使用規則、ガイドラインに従ってください

【禁止事項】

- ・ 物置、サンルーム、温室、池などの構造物を設置すること
- ・ 隣戸との隔壁は「緊急時に破壊して脱出する」ためのもので、周囲に荷物などを置くこと
- ・ 床にある避難ハッチは「緊急時の脱出はしご」で、周囲に荷物などを置くこと
- ・ BS、CS アンテナを設置すること
- ・ バルコニーの手すりに、寝具、敷物、洗濯物などを干すこと
- ・ バルコニーで、花火などの火気類を使用すること
- ・ 共用廊下に、エアコン室外機や私物を置くこと

(4) ペットを飼育する場合

⇒パークシティ溝の口使用規則、パークシティ溝の口動物飼育細則

■犬や猫を飼育する場合、管理防災センターで必ず登録を行ってください（動物飼育登録料 1000 円 / 年）

■犬や猫以外の動物も、管理防災センターに必ずご相談ください。管理組合が最終判断を行い、飼育承認が得られた動物だけが飼育できます

■飼育承認は、当該動物の生存中に限り有効とし、新たに飼う場合は再度登録が必要です

■飼育登録は毎年 7 月に更新し、P.F.C 会員証と動物飼育登録証の交付を受け、動物飼育登録証はポスト（集合郵便受箱）に必ず掲示してください

■散歩時には、必ずパークシティ溝の口ファミリーペットクラブ（P.F.C.）会員証を見やすいところにつけてください

■共用廊下、共用階段、エレベーター及びエレベーターホール等の共用部分では、犬や猫をカゴやバッグに入れるか、抱きかかえて移動してください

■事前に住居内で排便・排尿のしつけを行い、散歩時には、排泄物を処理するための用具を必ず携帯してください

■飼い主は、他の居住者から苦情が出た場合、すみやかに協議に応じる必要があります

【禁止事項】

- ・犬の場合、パークシティ溝の口動物飼育細則に該当しない犬種を飼育すること
- ・1戸あたり、犬・猫合わせて3匹以上飼育すること
- ・犬または猫をバルコニーや専用庭等で飼うこと
- ・当マンション内で野良猫や鳩などにエサを与えること
- ・当マンション内および敷地内で、放し飼いをすること

※ペット飼育細則をご参照ください。質問等お問い合わせは P.F.C.（パークシティ溝の口ファミリーペットクラブ）まで

【パークシティ溝の口ファミリーペットクラブ (P.F.C.) について】

⇒パークシティ溝の口ファミリーペットクラブ会則

- ・犬や猫の飼い主、またはこれから飼育しようとする人は、必ず「パークシティ溝の口ファミリーペットクラブ」(P.F.C.) の会員になってください
- ・P.F.C. は毎年5月または6月に定期総会が行われ、役員承認や会計報告、活動方針の討議を行います
- ・P.F.C. 会員は、必ず定期総会へ出席してください

(5) パークシティ敷地内に駐車する場合の手順

■来訪者用駐車場の場合

- ・ご利用日当日に管理防災センターで手続きをしてください
- ・1泊600円となります
- ・受付時間は午前9時～午後5時まで、鍵返却可能時間は午前8時～午後7時まで

■転居の場合

- ・入退居日の日時を、事前に管理防災センターに通知してください
- ・入出庫および駐車できる時間帯は、午前8時～午後5時まで

■リフォームの場合

- ・作業に伴う業者車両駐車の場合、事前申請は必要ありません
- ・入出庫および駐車できる時間帯は、午前8時～午後5時まで
- ・ただし、作業時間は午前9時～午後5時まで（厳守）

■年末/年始の場合

- ・12月31日～1月3日の期間は、特例として一昼夜の駐車が可能です（管理防災センターから毎年案内が出ます）

(6) 駐車場の使用

⇒パークシティ溝の口住戸用駐車場使用細則、パークシティ溝の口駐車場棟運用規則

■契約手続は、管理防災センターで行ってください

■解約の場合、契約者はただちに駐車場を明け渡し、駐車場棟鍵、パスカードを管理防災センターへ返却してください

■出入の際は、豪雪、大雨、事故等特別の理由がある場合を除いて、駐車場棟北側出入口を使用してください

■自動車から離れるときは、必ずドアの施錠、サイドブレーキの確認、アンテナの格納等、盗難、損傷防止に留意してください

■駐車場内の施設または機器類に損傷を与えたときは、速やかに管理防災センターに連絡し、その指示に従ってください

■駐車場内では、退場者が優先となります

【禁止事項】

- ・他人の駐車位置等に駐車すること
- ・警笛、空ぶかし、その他、他人に迷惑を及ぼす騒音を発すること
- ・駐車場内に自動車以外のものを置くこと
- ・ガソリン、揮発油等発火性または引火性の高いもの、その他危険物を持ち込むこと。ただし自動車の燃料タンク内のガソリンは除く
- ・所定の場所以外で洗車すること
- ・商業施設用駐車場に駐車すること

(7) 自転車置き場の使用

⇒パークシティ溝の口自転車置場運用規則

■自転車置き場を使用する場合は、使用期間の長短にかかわらず、管理防災センターで必ず登録を行ってください（登録料 500 円 / 年・毎年 4 月更新）

■登録・更新時に交付されるステッカーを、使用する自転車の見やすい箇所に貼り付けてください。なお、ステッカーが破損した場合は、ステッカーを購入し直して貼り付けてください

(8) バイク置き場の使用

⇒パークシティ溝の口自転車置場運用規則、パークシティ溝の口駐車場棟運用規則

■バイクやオートバイを使用する場合は、使用期間の長短にかかわらず、管理防災センターで必ず登録を行ってください（登録料 5000 円 / 年・毎年 7 月更新）

※前項「(7) 自転車置き場の使用」も参照してください。

【遵守事項】

- ・マンション敷地内では歩行者を優先すること
- ・管理組合の指示、場内標識に従うこと
- ・出入の際は、公道に近い出入口を使用すること
- ・駐輪場内は、エンジンを切って移動すること
- ・夜間・早朝のマンション敷地内は、エンジンを切って移動すること
- ・隣接車両の行動に支障のないように駐輪すること
- ・車両を離れるときは施錠すること

【禁止事項～駐車場運用規則（自動車に準ずる）】

- ・警笛、空ぶかし、その他、他人に迷惑を及ぼす騒音を発すること
- ・使用が認められたバイク・オートバイ以外のものを置くこと
- ・ガソリン、揮発油等発火性または引火性の高いもの、その他危険物を持ち込むこと。ただしバイクの燃料タンク内のガソリンは除く

(9) 公開空地について

■公開空地とは「日常一般に開放され、歩行者が通常自由に通行し、または利用できる」敷地内の空地を指します。パークシティ溝の口敷地面積の 47% が公開空地です

■所有者である管理組合（居住者）が、公開空地の維持管理をしています

【禁止事項】

- ・自転車や廃棄物等を放置すること
- ・公開空地は全域禁煙です

(10) 民生委員・児童委員への連絡方法

- 民生委員および児童委員は自治会から任命され、任期は3年です。パークシティ全体で4名が選出され、民生委員と児童委員を兼務します
- 4名の民生委員・児童委員は、担当する棟が決められています。民生委員・児童委員の名前、部屋番号、および担当する棟名は、「自治会だより」や各棟の掲示板で告知されます
- 子育て、児童、障害者、高齢者、介護などでお困りの方は、自分の棟を担当する民生委員・児童委員のインターホンやポストを利用してご連絡下さい。ポストを利用する場合は、要件、名前、棟名、部屋番号、電話番号などを明記の上、投函してください

(11) 生活排水

- キッチンの排水口には、ゴミ取りネット等を利用し、野菜くず・泥・異物などを流さないようにしてください
- キッチンの排水口に熱いお湯やゆで汁を流す場合は、水を流しながら温度を下げて流してください
- キッチンの排水口には、てんぷら油等を絶対に流さないでください。油脂分が排水管の内面に付着・固形化し、配管を劣化させ、排水の流れを悪くします
- 浴室・洗面所の排水口には、異物などを流さず、排水トラップは、定期的に清掃を行ってください
- 洗濯機の排水口は、定期的に清掃し、洗濯くずを取り除いてください
- ドラム式洗濯機等をご利用の場合、洗濯機の排水管部分の空きスペースが確保できず、定期的を実施している排水管清掃ができない恐れがありますので、かさ上げ台座を設置し、排水管清掃のスペースを確保するようにしてください（かさ上げ台座については、管理防災センターにご相談ください）
- トイレでは、トイレットペーパーを利用し、ティッシュペーパーは流さないでください
- トイレに、携帯電話やパンツ等の異物を流してしまった場合、管理防災センターにご相談ください
- 居住者の不注意によって、下の階への漏水被害が生じた場合、その費用は漏水を起こした住戸の居住者負担となります

(12) コピーキーについて

- 鍵は純正キーをご利用ください。コピーした鍵は精度が低く故障の原因となります（純正キーには「MIWA」のマークがあります）
- なお管理防災センターで、駐車場棟、ゴミ置場の純正キーの購入が可能です
- また、鍵穴には油分を含んだCRC等の潤滑スプレーは厳禁です。必ず「鍵専用の潤滑剤」をご使用ください（管理防災センターで借りることができます）

7 非常時

⇒ 「パークシティ溝の口」防災計画

- 非常時に備え、防災計画や消防計画が定められています。消防計画は、全体及び棟別に定められています
- 非常時には、自分の身を守ることを最優先し、火元の確認と適切な処理、さらには家族の安全と安否、避難路の確保に加えて近隣の安全と安否の確認を心掛けてください
- また、非常時への備品や備蓄への備え、あるいは防災情報の収集や防災訓練への参加など、日頃の準備と対応を怠らないでください

(1) 非常時の避難

- 火災の場合は速やかにE棟ピロティ前に緊急避難してください
- 地震などの災害が発生した場合はまず自宅で安全を確保し待機してください
- 避難所「高津中学校」は家屋が崩壊して住めなくなった方の受け入れを想定しています。耐震構造のパークシティ溝の口では崩壊はほぼ考えられないので、まず自宅避難が前提となります
- 防災関係機関からの「火災の危険、避難指示」があった場合には、パークシティ溝の口の自主防災組織「自衛消防・地震防災隊」隊長(管理組合理事長)の指示で指定された避難所「高津中学校」に避難してください
- また、広域避難場所は「多摩川河川敷」が指定されています。避難所や広域避難場所、および災害時の安否確認に必要な「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板」等は、「川崎市災害情報ポータルサイト」(<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp>)で確認することができます

(2) 防災対策

- 管理組合と自治会の役員からなる、自主防災組織「自衛消防・地震防災隊」が設置されています。本部長(自治会会長)のもと、隊長は管理組合理事長、副隊長は統括防火管理者と管理防災センター所長で、その下に、通報連絡、初期消火、救護、避難・誘導の各担当が編成されています
- 地震発生時は自宅避難が前提となります。普段から10日間くらいの水・食料・燃料・トイレ対策品などの備蓄を心掛けてください。上水道が止まったらつまり・逆流対策でトイレは大小便とも使用禁止、お風呂の水などで流すのも厳禁です
- 災害に備えD棟1階倉庫に、ライト類、救急用具、電源関連、レスキュー類、誘導関連、トイレ関連、防寒対策、水関連など50品目以上にのぼる防災資機材が備蓄されています。とはいえ、上記はあくまで補助的な備品で十分な量ではありません。居住者の皆様には、日頃から自宅避難に備えて防災グッズも含めて自助・備蓄をお願いします
- 災害時や緊急時の安否確認の一助とするため、「災害対策名簿」の提出(任意)をお願いしています
- また、災害時緊急シート(「無事です」「救助求む」の2種類のマグネットシート)も配付しています
- 毎年1回(おおむね9~11月)、パークシティ溝の口内で、初期消火訓練、救急訓練をはじめとする「総合防災訓練」が実施されます。居住者の皆様の積極的な参加をお願いします
- 詳細は「防災のしおり」をご参照ください

8

集会室の使用について

⇒ パークシティ溝の口使用規則、パークシティ溝の口集会室運用細則

- 組合員等は、集会室を親睦、文化・厚生を目的として行う諸活動、葬儀などに使用することができます
- 管理防災センターにある使用申込書に所定の事項を記入し、所定の使用料とともに申し込んでください
- その他、申し込み受付開始日、使用優先順位、使用日、使用時間、使用回数、使用料、鍵の受け渡しや管理などの使用方法の詳細に関しては、使用規則及び運用細則、使用申込書の定めに沿って使用してください

【禁止事項】

- ・公序良俗を乱すこと
- ・特定の政治活動または宗教活動を目的とすること
- ・広告宣伝、販売、報酬を得ておこなう営利的活動を目的とすること
- ・使用申込書記載の目的以外に使用するおそれがあること

- ・危険物、爆発物、毒物等を持ち込むこと
- ・組合員等以外が参加すること（組合が認める例外を除く）
- ・管理運営上、支障をきたすおそれがあること

9 その他

(1) ホームページについて

<http://www.mizopark2.com/>

パスワード：管理防災センターにお問い合わせください

※パスワードは原則毎年4月に変更、新パスワードは「パークシティ便り」および掲示板に掲載されます

(2) 規約・主な細則の一覧

⇒前述(1)のホームページ画面右「共有ファイル置き場」の「規約規定集」を押すと以下の文書を閲覧できます（自治会規約は「自治会関連」）

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ■管理規約 | ■投書等取扱規定 |
| ■使用規則 | ■預金通帳取扱い規定 |
| ■住戸用駐車場使用細則 | ■情報交換会の運用ガイドライン |
| ■駐車場棟運用規則 | ■ホームページ運用管理ガイドライン指針 |
| ■商業施設運用細則 | ■高層棟エレベーター使用のガイドライン |
| ■自転車置場運用規則 | ■パークシティ溝の口防災計画(2014年4月1日) |
| ■集会室運用細則 | ■入居のしおり |
| ■ごみ置き場運用細則（配置図付） | |
| ■植栽剪定等のガイドライン | |
| ■動物飼育細則 | |
| ■後継者選定細則 | |
| ■棟幹事選出細則 | |
| ■低層棟役員不在時の代行細則 | |
| ■ホームページ管理規則 | |
| ■リフォーム工事細則 | |
| ■窓ガラス改良工事に関する細則＋フロー図 | |
| ■表彰ガイドライン | |
| ■防犯カメラ運用細則 | |
| ■植栽研究会運営細則 | |
| ■個人情報に関する運用細則 | |
| ■公開空地使用細則 | |
| ■バルコニー及び共用廊下の使用に関するガイドライン | |
| ■ネームプレート統一のガイドライン | |
| ■補助錠設置に関するガイドライン | |
| ■掲示物許可基準 | |

緊急時の連絡先

【管理防災センター】

パークシティ溝の口管理防災センター 044-382-0056

【公共機関】

高津警察署 044-822-0110

高津消防署 044-811-0119

高津区役所 044-861-3113

【救急医療】

総合高津中央病院 044-822-6121

帝京大学医学部附属溝口病院 044-844-3333

【避難所】

高津中学校 044-822-2331

久本小学校 044-822-9331

高津高校 044-811-2555

【暮らし情報】

東京ガス 044-245-2211

東京電力エナジーパートナー 0120-99-5772

川崎市水道局 044-860-5202